

# 岩手高等学校アイスホッケー部OB会 会則

## 第一条（名称）

この会は岩手高等学校アイスホッケー部OB会（以下会という）と称し事務局を岩手高等学校に置く。

## 第二条（目的）

この会は会員相互の親睦を図り、岩手中・高校アイスホッケー部を指導、援助及び応援協力することを目的とする。

## 第三条（組織）

この会は岩手高等学校アイスホッケー部のOB会員で構成する。

転校、退学及び途中で退部した人は本人の希望と会長、副会長の承認で決める。

## 第四条（役員）

この会に次の役員をおく。

- 1 名誉会長 1名 2 相談役 若干名 3 顧問 若干名 4 会長 1名 5 副会長 1名  
6 監事 2名

## 第五条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、総会に於いて会員の中から選出する。

## 第六条（役員の職務）

この会の役員職務は次の通りとする。

- 1 会長は会務を総括する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代理する。  
3 監事は会計を監査する。

## 第七条（総会）

総会を年一回開催する。但し会長が必要に応じ臨時総会を招集することが出来る。

## 第八条（総会の決議条項）

総会は次の事項について協議する。

- 1 役員の選出 2 会の運営方針 3 会則の改廃 4 予算と決算

## 第九条（運営）

この会の運営上の経費は会費その他を以て充てる。

## 第十条（会費）

会費は年1～2回の寄付金で賄う。

## 第十一条（会計）

この会の会計は、会長が指名したものが取り扱う。

## 第一二条（監査）

会計年度終了後会計監査を実施し、総会に報告しなければならない。

## 第一三条（会則の変更）

本会則の変更は総会において出席会員の3分の2以上をもって決定する。

附則 この会則は平成19年4月1日より実施する。